

教育委員会制度の改正について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 26 年 6 月 20 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

これまでの教育委員会制度の課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある、などの指摘がされておりました。

今回の改正は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化する等を目的として、教育委員会制度の抜本的な改正が行われるものです。

2 主な改正点

(1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

ア 新教育長は、首長が議会の同意を得て任命。

イ 教育委員会の代表者で会議の主宰者である委員長と、具体的な事務執行の責任者で事務局の指揮監督者である教育長を一本化した、新教育長を設置。

ウ 新教育長の任期は 3 年。現に在職する教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職も可。その間、改正前の法律による教育長と委員長に関する規定は、なおその効力を有する。

(2) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

ア 教育委員会の会議は新教育長が招集。

イ 教育委員の定数の三分の一以上から教育委員会の会議の招集を請求された場合には、新教育長は遅滞なく招集。

(3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

ア 総合教育会議は首長が設置し、招集。会議は原則公開。

イ 構成員は、首長と教育長及び教育委員。必要があるときには関係者及び学識経験者から意見を聴くことも可。

ウ 総合教育会議における協議・調整事項

(ア) 教育行政の大綱の策定

(イ) 教育の諸条件の整備など重点的に講ずべき施策

(ウ) 児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(4) 教育に関する「大綱」を首長が策定

ア 大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針として、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定める。

イ 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。

ウ 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会は引き続き執行機関。

※ 総合教育会議で、首長と協議・調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保。

3 改正による主な効果

(1) 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確となるとともに、教育行政の第一義的な責任者が教育長であることが明確となる。

(2) 常勤の教育長が教育委員会の会議の招集のタイミングを適切に判断し、早急に対応することが可能となる。

(3) 首長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能となる。

(4) 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確となる。

4 今後のスケジュール

平成27年 2月 2月市議会定例会に「関係する条例改正等」議案を上程

平成27年 3月 教育委員会定例会に「関係する規則改正等」議案を上程

平成27年 4月 関係する条例規則等の施行

平成27年 4月 総合教育会議の設置

平成27年度中 大綱の策定